

会員規程

(2026年6月13日改定)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下「本協会」という。）定款第9条、第10条、第11条および第12条の規定に基づき、本協会会員の入会、退会、会費納入および会員資格の定義、適用に関し必要な事項を定める。

(入会手続き)

第2条 本協会の正会員は、定款第8条（1）正会員の規程に基づき、社員総会の承認を受けることにより本協会に入会する。

- 2 本協会の普通会員は、定款第8条（2）普通会员の規程に基づき、自身が会員となっている加盟団体を経由して本協会に入会する。
- 3 本協会の賛助会員は、定款第8条（3）の規程に基づき、理事会の承認を受けることにより入会する。

(会員証の交付)

第3条 前条に基づいて入会した会員については、本協会事務局において会員登録され、「会員証」が交付される。

- 2 前項の会員証の有効期間は1年間とし、（入会時は当該年度内）、会員が継続会員となる場合、同会員証は更新されるものとする。

(会費)

第4条 本協会の正会員、普通会员および賛助会員は、定款第10条に基づき、次項のとおり入会時に入会金ならびに年会費を、また、以後毎年所定の時期に次の年会費を納入しなければならない。

- 2 入会金は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) 正会員 10,000円

(2) 普通会员 5,000円

ただし、学生会員は1,000円、生徒は500円とする。

なお、日本パラ射撃連盟および日本ろう者ライフル射撃協会（2026年6月13日加盟）の会員は1,000円とする。

また、日本eshooting協会（2024年6月15日加盟）の会員は入会金不要とする。

- (3) 賛助会員

入会金は不要とする。

- 3 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) 正会員 50,000円

(2) 普通会员 10,000円

ただし、学生会員は3,000円、生徒は1,000円とする。

なお、日本パラ射撃連盟および日本ろう者ライフル射撃協会の会員は3,000円とする。

また、日本eshooting協会の会員は年会費不要とする。

- (3) 賛助会員 個人 20,000円
 団体 50,000円

- (4) 名誉会員 10,000円

ただし、競技用銃を所持していない場合は無料とする。

- 4 正会員、普通会员および賛助会員が年会費を1年以上滞納したときは、定款第11条「会員の資格停止および喪失」が適用される。

(生徒および学生の定義)

第5条 前条にいう生徒および学生の定義は以下のとおりとする。

- 1 生徒とは、次のとおりとする。

- ① 4月1日現在で18歳未満の者
- ② 学校教育法第1条に規定する高等学校に在籍する者。なお、18歳を超える場合であっても在籍中の者は生徒と認める。
- ③ 理事会が特に認めた学校に在籍する者。なお、18歳を超える場合であっても在籍中の者は生徒と認める。(中等教育学校、高等専門学校など)

- 2 学生とは次のとおりとする。

- ① 一般社団法人日本学生射撃スポーツ連盟(以下学連という)加盟の大学に在籍する学生については、学連の会員規約による者
- ② 上記①以外の学生は、次の者とする。

4月1日現在で18歳以上24歳未満の者で、学校教育法に規定する学校に在籍する者、または本協会が個別に検討し学校教育法第1条記載の学校に準ずると判断した学校に在籍する者とする。

(会費等の徴収および納入方法)

第6条 第4条に定める正会員、普通会员、賛助会員の入会金・年間会費の徴収等は、本協会が指定する方法により納入するものとする。

- 2 同会員が、入会日から1年後ごとの更新時に継続会員となる場合の年間会費は、当該事業年度の5月末までに本協会に納入するものとする。

(各会員種別による日ラ入会手続き団体の原則)

第7条 各会員種別の会員が本協会入会手続きをする加盟団体の経由ルートについては下記を原則とする。

- 1 正会員

正会員は、都道府県を代表するライフル射撃スポーツ競技団体(以下地方加盟団体という)、学連、日本パラ射撃連盟、日本前装銃射撃連盟もしくは日本eshooting協会、日本ろう者ライ

フル射撃協会のいずれかに必ず入会し、本協会への入会、登録手続きを行わなければならない。

2 普通会員

(1) 生徒および学生

地方加盟団体、学連、日本パラ射撃連盟のいずれかに必ず入会し、本協会への入会、登録手続きを行わなければならない。

(2) 生徒および学生以外

生徒および学生以外の普通会員は、原則として地方加盟団体、日本パラ射撃連盟、日本前装銃射撃連盟もしくは日本eshooting協会、日本ろう者ライフル射撃協会のいずれかに必ず入会し、本協会への入会、登録手続きを行わなければならない。

ただし、下記の①もしくは②の要件を全て満たす場合においては、学連あるいは全国高校ライフル射撃部に入会し、本協会への入会、登録手続きを行なうことができる。

① 学連所属となる要件

- 1) 学連に過去2年以上在籍した経歴がある者
- 2) 競技用銃を所持していない者
- 3) 学連加盟校の学生の指導のため本協会公認コーチの資格取得をしようとする者、もしくは同コーチ資格を取得して学生への指導を今後も行なう者
- 4) 学連が上記要件を満たすことを確認し、推薦する者

② 高校部会所属となる要件

- 1) 競技用銃を所持していない者
- 2) 全国高校ライフル射撃部の所属高等学校の生徒指導のための活動を行なう者

なお、上記の学連、全国高校ライフル射撃部の生徒および学生以外の普通会員は、競技用銃を所持しようとする場合には、必ずいずれかの都道府県ライフル射撃団体に入会する必要がある。また、これらの普通会員としての入会、登録、会務、情報伝達等の事務手続きは学連、全国高校ライフル射撃部の代表者が責任を持って行うものとする。

3 賛助会員

賛助会員の本協会への入会退会等、各種手続きは本協会事務局が直接行なう。

(重複入会および移籍時の会費等)

第8条 普通会員が住所地および勤務地等で重複して地方加盟団体に入会している場合（勤務地等での重複入会とは、学生連盟会員、自衛隊体育学校所属会員、ふるさと選手、その他加盟団体で認める会員の場合をいう。）は、協会への入会・登録はどちらかその一つ経由の入会手続きおよび年間会費支払で可とする。

- 2 日本学生ライフル射撃連盟等と地方加盟団体に重複して入会している場合は、協会への入会・登録はどちらかその一つ経由の入会手続きおよび年間会費支払で可とする。

- 3 生徒から学生ならびに地方加盟団体の普通会員への移籍、学生から地方加盟団体の普通会員

への移籍については、移籍手續のみで入会金は要しない。

- 4 普通会員で地方加盟団体を移籍した場合は、移籍手續のみで入会金の納入は必要とせず、その年度の年間会費も重複して納入の必要はない。
- 5 全国高等学校ライフル射撃部、日本学生ライフル射撃連盟を除く加盟団体より入会后まる1年以上を経て、地方加盟団体の普通会員へ移籍した場合は、その年度の年間会費差額不足分を納入すれば、入会金は納入の必要はない。

(会員と参加可能競技会)

第9条 本協会、ならびに協会の加盟団体が主催、主管する競技会については、正会員、普通会員でなければ選手として参加することができない。

- 2 本協会、ならびに本協会の加盟団体が主催、主管する競技会とは、競技記録公認規程に定める競技会をいう。（日本eshooting協会の競技会は別途定める）
- 3 前1項、前2項に関わらず、競技記録公認規程第3条で定めるグレード4の競技会において、主催者または主管者が認めた場合については、会員資格を持たない者も参加することができる。

(会員の特典)

第10条 会員は、次の特典が与えられる。ただし、日本eshooting協会の会員、賛助会員は除く。

- (1) 機関誌「ライフルスポーツ」の頒布を受ける。ただし会費の割引を受けている学生、生徒は除く。
- (2) 所定の条件を満たしていれば、銃所持に関わる推薦を申請できる。
- (3) 協会の段級審査の受審資格を有する。
- (4) 全国大会など協会主催の全ての競技会に、規程の段級などの参加資格があれば参加できる。
- (5) 所定の条件を満たしていれば、審判員資格を取得できる。
- (6) 所定の条件を満たしていれば、認定コーチ資格を取得できる。

(会費の使途)

第11条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%を超えない金額を当該事業年度の法人会計等に使用する。

(退会)

第12条 本協会の会員は、定款第12条により「退会届出書」を提出することにより、いつでも退会することができる。

- 2 退会届出書は、所属する当該地域の加盟団体等からの会員登録抹消手続きで替えるものとする。
- 3 第1項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改正手続き)

第13条 この規程は、必要と認めた場合には社員総会の決議により改正することができるものとする。
(附則)

1. 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。
2. 本規程は平成26年6月7日に旧「入会及び退会規程」と旧「会員、役員等取扱要綱」を再編する形で改定施行する。(なお、この再編改定により旧会員、役員取扱要綱の協会役員の会員資格要件は廃止し、審判の会員資格要件は公認審判員規程に条文を移行させた。)
3. 本規程は2020年8月1日に改定し同日施行する。(デジタル部会廃止。学連、高校部会での学生、生徒以外の普通会員登録の条件制定等)
4. 本規程は2022年7月9日に改定し同日施行する。(5条2項の学生連盟団体名変更)
5. 本規程は2024年6月15日に改定し同日施行する。(日本eshooting協会の会員設置)
6. 本規程は2025年6月14日に改定し同日施行する。(第5条②を改定し第1条校以外の全日制専修学校等の学生会員を含めた。)
7. 本規程は2026年6月13日に改定し同日施行する。(日本ろう者ライフル射撃協会の会員設置、第6条の会費等の徴収・納入方法の見直し、並びに本規程中「納付」の表記を「納入」に統一)